## 現行計画について

宮城県国土利用計画(第5次変更版)を基本として策定しており、国土 利用計画と重複した内容が多くなっている。

- ・県土利用の基本理念, 基本方向 ]
- ・地域類型別の土地利用の基本方向 ▶
- ・地域別の土地利用の基本方向

→「土地利用基本計画」が果たすべき役割が不明確となっており、国土利用 計画との「違い」を明確にする必要がある。

# 令和3年度の変更に当たって

令和3年度の変更に当たって、宮城県国土利用計画(第六次)と宮城県土地利用 基本計画の果たすべき役割を整理し、以下のような位置づけとする。

### 宮城県国十利用計画

行政機関や審議会,議会,パブ リックコメントなど, 幅広い意 見(民意)を反映した長期的な 国十利用の構想

それぞれ の役割を 明確化

宮城県土地利用基本計画 国土利用計画における構想を実 現する手段としての行政行為 各種規制等を記載する調整機能 の役割

## 整理を受けて

構成につい

ては、現行

計画を踏襲

しつつ,記

載する内容

を整理

宮城県土地利用基本計画(令和3年度末変更)(案)

# 構成

#### 【現行計画】

- ①前文
- ②十地利用の基本方向
- →地域類型別, 地域別
- ③十地利用の原則
- →五地域区分ごとの原則
- ④十地利用の調整に関する事項
- →五地域区分の重複時の調整
- ⑤公的機関の開発保全整備計画

#### 【改定案】

- ①前文
- ②十地利用の基本方向

国土利用計画と全く同じではない

が, 同様な記載が多くあり, 違い

が明確になっていない状態である。

- →地域類型別,地域別(地理区分)
- ③土地利用の原則
- →五地域区分ごとの原則
- ④十地利用の調整に関する事項
- →五地域区分の重複時の調整
- ⑤公的機関の開発保全整備計画

[1, 2]

国十利用計画に記載されて いる内容との重複をなるべ く避け, 簡素化する。

[3, 4]

国土利用計画との重複記載 はなるべく避け, 調整機能 的な記載のみとする。

土地利用の基本方向において、沿 岸部と内陸部、主な水系ごとの圏 域といった異なる視点における基 本方向についても記載を検討

# 記載事項

- ・前文, 十地利用の基本方向
- →国土利用計画を基本として、押さえるべきポイントのみを記載(記載は簡素化する) 地理的な特徴を踏まえた形に整理した上で、地域別の基本方向を記載
- ・十地利用の原則
- →五地域区分それぞれの利用における原則を記載 要点を押さえ,できる限り簡素化

- ・十地利用の調整に関する事項
- →五地域区分の重複時の調整方針を記載 県に独自性が与えられているため, 個別法の規制に則り, 調整方 針を記載する

再生可能エネルギー施設の普及に伴い、森林が減少していく傾向 などを踏まえ、できるだけ森林を維持するような記載にしたい

